

国家公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第一条関係）	1
○	国家公務員法（同右）（第二条関係）	35
○	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第三条関係）	39
○	外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（第四条関係）	42
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第五条関係）	43
○	自衛隊法（同右）（第六条関係）	50
○	国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（第七条関係）	70
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十条関係）	71
○	職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（附則第十一条関係）	72
○	職業安定法（同右）（附則第十二条関係）	73
○	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十三条関係）	74
○	裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第十四条関係）	76
○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（附則第十五条関係）	79
○	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（附則第十六条関係）	84
○	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）（附則第十七条関係）	85
○	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（附則第十八条関係）	88
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十九条関係）	89

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第二十七条―第三十二条）</p> <p>第二節 採用試験及び任免（第三十二条）</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）</p> <p>第六款 幹部職員の任用等に係る特例（第六十一条の二―第六十一条の六）</p> <p>第三節 第七節（略）</p> <p>第八節 退職管理</p> <p>第一款 退職後の就職に関する規制（第六十一条の二―第六十一条の四）</p> <p>第二款 再就職等規制違反の調査等（第六十一条の五―第六十一条の十一）</p> <p>第三款 雑則（第六十一条の十二―第六十一条の十六）</p> <p>第九節 第十節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（内閣総理大臣の援助等）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節（同上）</p> <p>第一款 第四款（同上）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）（新設）</p> <p>第三節 第七節（同上）</p> <p>第八節 退職管理</p> <p>第一款（同上）</p> <p>第二款 再就職等監視委員会（第六十一条の五―第六十一条の二十二）</p> <p>第三款 雑則（第六十一条の二十三―第六十一条の二十七）</p> <p>第九節 第十節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（再就職等監視委員会への権限の委任）</p> <p>第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。</p> <p>（内閣総理大臣の援助等）</p>

第十八条の四 内閣総理大臣は、第七十八条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

② (同下)

(民間人材登用・再就職適正化センターへの委任)
第十八条の五 内閣総理大臣は、第十八条の三の規定による権限及び前条に規定する事務を民間人材登用・再就職適正化センターに委任する。

(民間人材登用・再就職適正化センター)

第十八条の六 内閣府に、民間人材登用・再就職適正化センター(以下「センター」という。)を置く。

② センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条の規定により委任を受けた第十八条の三の規定による権限に基づき調査を行うこと。

二 前条の規定により委任を受けた第十八条の四に規定する事務を行うこと。

三 第六六条の三第三項及び第六六条の四第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

四 第十八条の八から第十八条の十九まで及び次章第八節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について内閣総理大臣に勧告すること。

五 前各号に掲げるもののほか、この法律及び他の法

第十八条の五 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

② 内閣総理大臣は、官民の人材交流(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条第一項ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)

(官民人材交流センターへの事務の委任)
第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。

(新設)

(新設)

律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

③ センターの長は、民間人材登用・再就職適正化センター長とし、内閣総理大臣が国務大臣の中から指名する者をもつて充てる。

④ 民間人材登用・再就職適正化センター長は、センターの事務を統括する。

⑤ 民間人材登用・再就職適正化センター長は、センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

⑥ 民間人材登用・再就職適正化センター長は、センターの所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

⑦ センターに、民間人材登用・再就職適正化副センター長を置く。

⑧ 民間人材登用・再就職適正化副センター長は、民間人材登用・再就職適正化センター長の職務を助ける。

⑨ センターに、所要の職員を置く。

⑩ 内閣総理大臣は、センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、センターの支所を置くことができる。

⑪ 第三項から前項までに定めるもののほか、センターの組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(再就職等監視・適正化委員会への委任)

第十八条の七 センターは、第十八条の五の規定により委任された第十八条の三の規定による権限を再就職等監視・適正化委員会に委任する。

(官民人材交流センター)

② 第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。
官民人材交流センターは、この法律及び他の法律の

- (再就職等監視・適正化委員会)
第十八条の八 センターに、再就職等監視・適正化委員会(以下この章並びに次章第八節第一款及び第二款において「委員会」という。)を置く。
- ② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 前条の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。
- 二 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

- 規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- ③ 官民人材交流センターの長は、官民人材交流センター長とし、内閣官房長官をもつて充てる。
- ④ 官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの事務を統括する。
- ⑤ 官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることが出来る。
- ⑥ 官民人材交流センターに、官民人材交流副センター長を置く。
- ⑦ 官民人材交流副センター長は、官民人材交流センター長の職務を助ける。
- ⑧ 官民人材交流センターに、所要の職員を置く。
- ⑨ 内閣総理大臣は、官民人材交流センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、官民人材交流センターの支所を置くことができる。
- ⑩ 第三項から前項までに定めるもののほか、官民人材交流センターの組織に関し必要な事項は、政令で定める。

<p>三 この条から第十八条の十九まで及び次章第八節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、自ら調査審議し必要と認められる事項を民間人材登用・再就職適正化センター長に建議し、及び民間人材登用・再就職適正化センター長の諮問に応じ調査審議すること。</p>	<p>四 第六六条の二から第六六条の四までの規定の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(職権の行使)</p>	<p>第十八条の九 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。</p> <p>(組織)</p> <p>第十八条の十 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。</p>	<p>② 委員は、非常勤とする。</p> <p>③ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>④ 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(委員長及び委員の任命)</p> <p>第十八条の十一 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員又は特定独立行政法人の役員(以下「役職員」という。)としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者とし</p>
--	---	---	--

ての前歴を除く。)を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第十八条の十二 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 委員長及び委員は、再任されることができる。

③ 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第十八条の十三 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 役職員(第十八条の十一第一項の政令で定める者を除く。)となつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反そ

の他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十八条の十四 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(職務)

第十八条の十五 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

② 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

③ 委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第十八条の十六 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(再就職等監察官)

第十八条の十七 委員会に、再就職等監察官（以下「監察官」という。）を置く。

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第六六条の三第五項及び第六六条の四第八項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第六六条の四第十項の規定による届出を受理すること。

三 第六六条の八及び第六六条の九第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

③ 監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

④ 前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

⑤ 監察官は、役職員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

（事務局）

第十八条の十八 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

③ 事務局長は、委員長命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第十八条の十九 第十八条の八から前条までに規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

（人事管理の原則）

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

（定義）

（人事管理の原則）

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

（定義）

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条及び国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

③ 前二項に規定する職制上の段階について、国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる官職、同法第二十一条第一項に規定する局長及びこれに準ずる官職並びに同項に規定する部長及びこれ

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 （同上）

（新設）

② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。
（新設）

に準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなす。

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ (略)

(選考による採用)

第五十七条 選考による職員採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 職員の昇任及び転任（職員の幹部職への任命

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ (同上)

(選考による採用)

第五十七条 選考による職員採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の

に該当するものを除く。)は、任命権者が、職員の人事情に基つき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② (略)

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基つき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例
(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。)に属する官職(同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。)に係る標準職務遂行能力(同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。)を有するか否かを判定するための審査(以下「適格性審査」という。)を行うものとする。

一 幹部職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下この項において同じ。)

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二

人事評価に基つき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② (同上)

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基つき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

(新設)

(新設)

- 条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者
- 三 第六十一条の五の規定及び自衛隊法第三十一条の五の規定による幹部職員の公募に応募した者
- 四 内閣総理大臣が定める一定の行政分野の幹部職に就くことを希望する者であつて、当該一定の行政分野における職務の遂行に欠くことのできない要件として内閣総理大臣が定めるものを満たす者
- ② 内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。
- ③ 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。
- ④ 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的な、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。
- ⑤ 内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。
- （幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）
- 第六十一条の三 選考による職員の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。
- ② 職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されて

（新設）

いる者であつて、職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により人事評価が行われていない職員のうち、幹部候補者名簿に記載されている者の昇任又は転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、前項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部職員の昇任等)

第六十一条の四 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任等（職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職をいう。以下この条において同じ。）について、内閣総理大臣及び内閣官房長官と当該任命権者との協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、当該任命権者は、当該協議に基づいて幹部職員の昇任等を行うものとする。

② 任命権者は、幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

(幹部職員の公募)

(新設)

第六十一条の五 幹部職員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することとをいう。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣が、次項の協議が調ったとき、又は第三項の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

（新設）

② 内閣総理大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、任命権者と協議することができる。

③ 任命権者は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

（特殊性を有する幹部職の特例）

（新設）

第六十一条の六 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）、人事院、検察庁及び会計検査院の幹部職（当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）については、第六十一条の二から前条までの規定は適用せず、第五十七条並びに第五十八条第一項及び第三項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任（職

員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」とする。

② 警察庁の幹部職については、第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第一項及び前条の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条第一項及び第三項並びに第六十一条の四第二項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、第六十一条の四第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）」及び免職を行う場合」と、「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができる」とする。

③ 内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び国家行政組織法第七條第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第六十一条の四第一項及び前条第二項の規定は適用せず、第六十一条の四第二項

並びに前条第一項及び第三項の規定の適用については、第六十一条の四第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」と、前条第一項中「次項の協議が調つたとき、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「協議又は当該通知」とあるのは「通知」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、幹部職」とあるのは「幹部職」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条（略）

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実^{（一）}に照らして、勤務実績がよくない場合（幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）

二（四）（略）

（定年退職者等の再任用）

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条（同上）

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実^{（一）}に照らして、勤務実績がよくない場合

二（四）（同上）

（定年退職者等の再任用）

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又

は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができない。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ (略)

(秘密を守る義務)

第百条 ①④ (同下)

⑤ 前項の規定は、第十八条の七の規定により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会が行う調査に

は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができない。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ (同上)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

② 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

③ 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。
④ 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報については、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

⑤ 前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準

ついで準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視・適正化委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

第一款 離職後の就職に関する規制

(他の役員についての依頼等の規制)

第六十六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、又は若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 二 （同下）

用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

第一款 離職後の就職に関する規制

(他の役員についての依頼等の規制)

第六十六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「役員」という。）をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位

三 センターの職員が、その職務として行う場合

③
④ (同下)

(在職中の求職の規制)
第百六条の三 ①
② (同下)

に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合

③ 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

④ 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

(在職中の求職の規制)
第百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等の

-
- うち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。
- ② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- 一 退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合
 - 二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合
 - 三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合
 - 四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に
-

③ 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、センターに委任する。

④ 前項の規定によりセンターに委任された権限は、委員会に委任する。

⑤ 前項の規定により委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、監察官に委任することができる。

⑥ 委員会が第四項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対して行うことができる。

（再就職者による依頼等の規制）

第百六条の四 ①～⑤（同下）

係る利害関係企業等に対して行う場合

③ 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

（新設）

④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

（再就職者による依頼等の規制）

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前

五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

② 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下「局長等」としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再

就職者が現にその地位に就いているものに限る。」若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したものは当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

⑤

一 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受け、た者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、特定独立行政法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、特定独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若し

- ⑥ 前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、センターに委任する。
- ⑦ 前項の規定によりセンターに委任された権限は、委員会に委任する。
- ⑧ 前項の規定により委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、監察官に委任することができる。
- ⑨ 委員会が第七項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対して行うことができる。
- ⑩ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者

- くはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
- 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求め、又は場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）
- 六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をすることにより、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をすることにより、又はしないように要求し、又は依頼する場合
- ⑥ 前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。
- （新設）
- ⑦ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。
- ⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。
- ⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者

から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十条の二第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、監察官にその旨を届け出なければならない。

から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十条の二第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

第二款 再就職等監視委員会

（設置）

第百六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十八条の四の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

二 第百六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（職権の行使）

第百六条の六 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第百六条の七 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

② 委員は、非常勤とする。

③ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

④ 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、

職員^一の退職管理に関する事項に^二関し公正な判断をする^三ことができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役員^一(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第百六条の九 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 委員長及び委員は、再任されることができる。

③ 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 役職員（第百六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。）となつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行がでないときと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第百六条の十一 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（服務）

第百六条の十二 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

② 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

③ 委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

（給与）

第百六条の十三 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（再就職等監察官）

第百六条の十四 委員会に、再就職等監察官（以下「監察官」という。）を置く。

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規

定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第六六条の四第九項の規定による届出を受理すること。

三 第六六条の十九及び第六六条の二十第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

③ 監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

④ 前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

⑤ 監察官は、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

（事務局）

第六六条の十五 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

③ 事務局長は、委員長命を受けて、局務を掌理する。

第二款 再就職等規制違反の調査等

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第六六条の五 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（前三条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第六六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（第六六条の二から第六六条の四までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第百六条の六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

② 委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第百六条の七 委員会は、第百六条の四第十項の届出、第百六条の五の報告その他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

② 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(共同調査)

第百六条の八 委員会は、第百六条の六第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

(委員会による調査)

第百六条の九 委員会は、第百六条の四第十項の届出、第百六条の五の報告その他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがある

(任命権者による調査)

第百六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

② 委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第百六条の十八 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

② 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(共同調査)

第百六条の十九 委員会は、第百六条の十七第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

(委員会による調査)

第百六条の二十 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた

ると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

② 任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。

③ 委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(勧告)

第六十六条の十 委員会は、第六十六条の六第三項(第六十六条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第六十六条の八若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

② 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならない。

(政令への委任)

第六十六条の十一 第六十六条の五から前条までに規定するもののほか、この款の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 雑則

(任命権者への届出)

第六十六条の十二 (同下)

疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

② 任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。

③ 委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(勧告)

第六十六条の二十一 委員会は、第六十六条の十七第三項(第六十六条の十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第六十六条の十九若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

② 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならない。

③ 委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

(政令への委任)

第六十六条の二十二 第六十六条の五から前条までに規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 雑則

(任命権者への届出)

第六十六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く

（内閣総理大臣への届出）
第百六条の十三（同下）

。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合に、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

② 前項の届出を受けた任命権者は、第百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行った職員の任用を行うものとする。

③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職員」という。）である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

（内閣総理大臣への届出）

第百六条の二十四 管理職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な

(内閣総理大臣による報告及び公表)

第百六条の十四 内閣総理大臣は、第百六条の十二第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けたる事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

② (同下)

(退職管理基本方針)

第百六条の十五 (同下)

② 関係があるものとして政令で定めるものに限る。) 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業(前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。)の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

(内閣総理大臣による報告及び公表)

第百六条の二十五 内閣総理大臣は、第百六条の二十三第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

② 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

(退職管理基本方針)

第百六条の二十六 内閣総理大臣は、あらかじめ、第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の退職管理に関する基本的な方針(以下「退職管理基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、退職管理基本方針を公表しなければならない。

③ 前二項の規定は、退職管理基本方針の変更について準用する。

④ 任命権者は、退職管理基本方針に沿つて、職員の退

(再就職後の公表)
第百六条の十六 (同下)

職管理を行わなければならない。

(再就職後の公表)

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下この条において「在職機関」という。)は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額

三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 その他政令で定める事項

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 五 (同上)

(新設)

六 十一 (同上)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三 十八 (同上)

第百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 五

五の二 第十八条の十五第一項又は第百条第一項若しくは第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

六 十一 (略)

十二 削除

十三 十八 (略)

第百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第五号の二又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第

第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのか
かし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑
に処する。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十
万
円以下の過料に処する。

一 (同下)

二 第百六条の十三第一項又は第二項の規定による届
出をせず、又は虚偽の届出をした者

九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げ
る行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのか
し又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に
処する。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十
万
円以下の過料に処する。

一 第百六条の四第一項から第四項までの規定に違反
して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に
類する者として政令で定めるものに対し、契約等事
務に関し、職務上の行為をするように、又はしない
ように要求し、又は依頼した者（不正な行為をする
ように、又は相当の行為をしないように要求し、又
は依頼した者を除く。）

二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による
届出をせず、又は虚偽の届出をした者

改正案	本法律案による改正後
<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第十八条の十一 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「<u>役職員</u>」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員（以下「<u>自衛隊員</u>」という。）としての前歴（<u>検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。</u>）を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>② ③（同下）</p> <p>（身分保障）</p> <p>第十八条の十三 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p>	<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第十八条の十一 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員又は特定独立行政法人の役員（以下「<u>役職員</u>」という。）としての前歴（<u>検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。</u>）を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。</p> <p>③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。</p> <p>（身分保障）</p> <p>第十八条の十三 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p>

一〇二 (同下)

三 役職員又は自衛隊員(第十八条の十一第一項の政令で定める者を除く。)となつたとき。

四 (同下)

(再就職等監察官)
第十八条の十七 ①④

(同下)

⑤ 監察官は、役職員又は自衛隊員としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、委員

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 役職員(第十八条の十一第一項の政令で定める者を除く。)となつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行がでないとして認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(再就職等監察官)

第十八条の十七 委員会に、再就職等監察官(以下「監察官」という。)を置く。

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第十八条の二十二及び第十八条の二十三第一項の規定による調査を行うこと。

二 第六六条の三第五項及び第六六条の四第八項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 第六六条の四第十項の規定による届出を受理すること。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

③ 監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

④ 前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

⑤ 監察官は、役職員としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、委員会の議決を経

会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。)に属する官職(同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。以下この項において同じ。)に係る標準職務遂行能力(同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。)を有するか否かを判定するため審査(以下「適格性審査」という。)を行うものとする。

一 (同下)

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項において同じ。)が内閣総理大臣に推薦した者

三・四 (同下)

②⑤ (同下)

て、内閣総理大臣が任命する。

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。)に属する官職(同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。以下この項において同じ。)に係る標準職務遂行能力(同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。)を有するか否かを判定するための審査(以下「適格性審査」という。)を行うものとする。

一 幹部職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下この項において同じ。)

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項において同じ。以下この項において同じ。)

三 第六十一条の五の規定及び自衛隊法第三十一条の五の規定による幹部職員の公募に応募した者

四 内閣総理大臣が定める一定の行政分野の幹部職に就くことを希望する者であつて、当該一定の行政分野における職務の遂行に欠くことのできない要件として内閣総理大臣が定めるものを満たす者

② 内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿(以下「幹部候補者名簿」という。)を作成するものとする。

- ③ 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。
- ④ 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があることを認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。
- ⑤ 内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。

改 正 案	
<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一、六（略）</p> <p>七、行政機関の幹部職員の任免に關しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に關する事務</p> <p>③・④（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（国家戦略局及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。</p> <p>第十六条 内閣官房に、内閣人事局を置く。</p> <p>2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。</p> <p>4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもつて充てる。</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官</p>	<p>第十二条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>一、六（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>③・④（同上）</p> <p>第十四条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（国家戦略局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。 （新設）</p> <p>第十六条（同上）</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官</p>
<p>政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案による改正後</p>	

<p>を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p>	<p>3 第十五条第七項から第九項までの規定は、内閣危機管理監について準用する。</p>	<p>第十八条（略）</p>	<p>2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家戦略局、内閣人事局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。</p>	<p>3 （略）</p>	<p>第十九条（略）</p>	<p>第二十条（略）</p>	<p>第二十一条（略）</p>	<p>第二十二條（略）</p>	<p>第二十三條（略）</p>	<p>2、4 （略）</p>	<p>5 第十五条第八項及び第二十一条第三項の規定は内閣政務参事について、第十五条第九項の規定は常勤の内閣政務参事について準用する。</p>	<p>第二十四条（略）</p>	<p>2・3 （略）</p>	<p>4 第十五条第八項、第二十一条第三項及び前条第四項の規定は内閣政務調査官について、第十五条第九項の規定は常勤の内閣政務調査官について準用する。</p>	<p>第二十五条（略）</p>
--	--	----------------	--	--------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	--	-----------------	----------------	--	-----------------

<p>を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p>	<p>3 前条第七項から第九項までの規定は、内閣危機管理監について準用する。</p>	<p>第十七条（同上）</p>	<p>2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家戦略局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。</p>	<p>3 （同上）</p>	<p>第十八条（同上）</p>	<p>第十九条（同上）</p>	<p>第二十条（同上）</p>	<p>第二十一条（同上）</p>	<p>第二十二條（同上）</p>	<p>2、4 （同上）</p>	<p>5 第十五条第八項及び第二十条第三項の規定は内閣政務参事について、第十五条第九項の規定は常勤の内閣政務参事について準用する。</p>	<p>第二十三条（同上）</p>	<p>2・3 （同上）</p>	<p>4 第十五条第八項、第二十条第三項及び前条第四項の規定は内閣政務調査官について、第十五条第九項の規定は常勤の内閣政務調査官について準用する。</p>	<p>第二十四条（同上）</p>
--	--	-----------------	--	---------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	-----------------	---	------------------	-----------------	---	------------------

第二十六条 (略)
第二十七条 (略)

附則

1| この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

2| 国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)第二十条の規定により内閣官房において処理することとされている事務は、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、内閣人事局がつかさどる。

第二十五条 (同上)
第二十六条 (同上)

附則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

(新設)

○ 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 第八条（特別職の外務公務員の任免等） 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策 を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登 用する必要があると判断するときは、外務大臣に対し 、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在 外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずる ことについて、内閣総理大臣及び内閣官房長官と外務 大臣との協議を求めることができる。この場合におい て、協議が調ったときは、外務大臣は、当該協議に基 づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長を免ず るものとする。</p> <p>3 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる 場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の 長を免ずる場合（前項の協議に基づいて在外公館の長 を命じ、又は在外公館の長を免ずる場合を除く。）に は、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理 大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基 づいて行うものとする。</p> <p>4 5 6 （略）</p>	<p>（特別職の外務公務員の任免） 第八条（同上） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 3 4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節 通則（<u>第三十条の二―第三十四条</u>）</p> <p>第二節～第五節（略）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を除く。）をいう。</p> <p>二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。</p> <p>三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（同上）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節 通則（<u>第三十一条―第三十四条</u>）</p> <p>第二節～第五節（同上）</p> <p>第六章～第九章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

- 四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。
- 五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十四条第一項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が定める標準職務遂行能力に準じて防衛大臣が定めるものをいう。
- 六 幹部隊員 防衛省の事務次官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。
- 2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。
- 3 前二項に規定する職制上の段階について、防衛省の事務次官、官房長及び局長並びに次長並びにこれらの官職に準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなす。
- （任命権者及び人事管理の基準）
第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者（幹部隊員にあつては、防衛大臣）が行う。
- 2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次及び合格した試験の種類にとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければ

（任命権者及び人事管理の基準）
第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者が行う。
（新設）

ならない。

3 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が定めるものを含む。）は、防衛大臣が定める。

（人事評価）

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の職務については、防衛大臣又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）

第三十一条の三 選考による隊員（自衛官を除く。以下この条、次条、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ。）の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿（国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、隊員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部

2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、防衛大臣が定める。

（新設）

（新設）

候補者名簿に記載されている隊員の昇任又は転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、防衛大臣が、前項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部隊員の昇任等)

第三十一条の四

内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任等(隊員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。))及び免職をいう。以下この条において同じ。)について、内閣総理大臣及び内閣官房長官と防衛大臣との協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて幹部隊員の昇任等を行うものとする。

2

防衛大臣は、幹部隊員の昇任等を行う場合(前項の協議に基づいて幹部隊員の昇任等を行う場合を除く。)(には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

(幹部隊員の公募)

第三十一条の五

幹部隊員の公募(官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条において同じ。)は、内閣総理大臣が、次項の協議が調つたとき、又は第三項の通知

(新設)

(新設)

を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2 | 内閣総理大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、防衛大臣と協議することができる。

3 | 防衛大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。
(隊員の採用)

第三十五条 (略)

2 | 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性(自衛官にあつては能力。第三十七条において同じ。)を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 | 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 | 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 | 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 隊員の昇任及び転任(自衛官にあつては、昇任)は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該

(隊員の採用)

第三十五条 (同上)
(新設)

2 | 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(隊員の昇任)

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基づく選考又は試験によるものとする。
2 | 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続

各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性
隊員を降任させる場合は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

三 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任又は転任（自衛官にあつては、昇任又は降任。次項において同じ。）については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。

四 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任又は転任の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合（幹部隊員にあつては、現に就いている官職に係る国家公務員法第六十一条の二第一項に規定する適格性審査に合格しなかつた場

に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績が良くない場合

合を含む。)

二〇四 (略)

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四条の二 隊員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。)に退職する。

2・3 (略)

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 (略)

一〇六 (略)

七 国家公務員法の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2・3 (略)
(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、人事評価に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2 (略)

二〇四 (同上)

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四条の二 隊員(自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。)は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。)に退職する。

2・3 (同上)

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 (同上)

一〇六 (同上)

七 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2・3 (同上)
(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2 (同上)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	本法律案による改正後
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 服務（第五十二条―第六十五条）</p> <p>第五節 退職管理</p> <p>第一款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四）</p> <p>第二款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九）</p> <p>第三款 雑則（第六十五条の十―第六十五条の十三）</p> <p>第六節 予備自衛官等</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>第九章 罰則（第一百八条―第二百二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（任命権者等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理（第六十五条の三第二項第五号、同条第六項において準用する国家公務員法第六十六条の三第六項、第六十五条の四第五項第六号、同条第九項</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（同上）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節～第三節（同上）</p> <p>第四節 服務（第五十二条―第六十五条）</p> <p>第五節 予備自衛官等</p> <p>第六章～第八章（同上）</p> <p>第九章 罰則（第一百八条―第二百二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（任命権者及び人事管理の基準）</p> <p>第三十一条（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（新設）</p>

において準用する同法第六六条の四第九項、第六十五
条の四第十項、第六十五条の八第一項において読み替
えて準用する同法第十八条の三第一項及び第六六条の
五から第六六条の十一まで並びに第六十五条の九の規
定に係るものに限る。次項において同じ。）にあつて
は、内閣総理大臣が行う。

4| 隊員の任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他人
事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定
する採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が定めるも
のを含む。）は、この法律に定めるもののほか、防衛
大臣（第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定
年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつて
は、内閣総理大臣）が定める。

（服制）

第三十三条 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官、予
備自衛官補、学生（防衛省設置法第十五条第一項又は
第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。第
九十八条第一項を除き、以下同じ。）、生徒その他そ
の勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、防衛
省令で定める。

（非常勤の隊員等の特例）

第三十四条 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛
官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、
学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員
（第三十六条の規定により任用期間を定めて任用され
た自衛官を除く。）、第四十四条の四第一項、第四十
四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定
により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に
対する本章の規定の適用については、その職務と責任

3| 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に關
する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇
任等基本方針に準じて防衛大臣が定めるものを含む。
）は、防衛大臣が定める。

（服制）

第三十三条 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官、予
備自衛官補、防衛大学の学生（防衛省設置法第十五
条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）、防衛
医科大学の学生（同法第十六条第一項の教育訓練を
受けている者をいう。）、生徒その他その勤務の性質
上制服を必要とする隊員の服制は、防衛省令で定める
。

（非常勤の隊員の特例）

第三十四条 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛
官補以外の非常勤の隊員に対する本章の規定の適用に
ついては、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令
で同章に定める制限を緩和し、又は排除することがで
きる。

の特異性に基づいて、政令で同章の特例を定めることができる。

(学生又は生徒の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長(以下この条において「学校長等」という。)は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 5 (略)

(不服申立ての処理)

第四十九条 (略)

2 6 (略)

7 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

(秘密を守る義務)

第五十九条 (略)

2 3 (略)

4 前三項の規定は、第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の七の規定により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会が同項において準用する同法第十八条の三第一項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記

(学生又は生徒の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長(以下この条において「学校長等」という。)は、防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。)又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 5 (同上)

(不服申立ての処理)

第四十九条 (同上)

2 6 (同上)

7 第一項に規定する処分を除くほか、隊員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

(秘密を守る義務)

第五十九条 (同上)

2 3 (同上)

(新設)

録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合については、適用しない。

(職務に専念する義務)

第六十条 (略)

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 (略)

(私企業からの隔離)

第六十二条 (略)

(削る)

2 前項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用しない。

(削る)

(削る)

(職務に専念する義務)

第六十条 (同上)

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 (同上)

(私企業からの隔離)

第六十二条 (同上)

2 隊員(第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)は、離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前五年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

3 前二項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用しない。

4 防衛大臣は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位に就くことに係る承認を行い、又は行わないこととする場合には、政令で定める審議会等に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

5 内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において防衛大臣が行った第三項の承認の処分(第一項の規定に係るものを除く。)に関し、各承認の処分ごとに承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛省

第五節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制

(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 | 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 | 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係

における官職、承認に係る営利を目的とする会社その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

る当該就職の援助を目的として行う場合

イ 定年が年齢六十年に満たないとされている自衛官

ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達していないもの

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

3 | 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 | 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

(在職中の求職の規制)

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等(営利企業等

のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2| 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一| 退職手当通算予定隊員(前条第四項に規定する退職手当通算予定隊員をいう。以下同じ。)が退職手当通算法人に対して行う場合

二| 在職する局等組織(防衛省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三| 若年定年等隊員が第六十五条の十第一項に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関するして行う場合

四| 一般定年等隊員(若年定年等隊員以外の隊員をいう。以下同じ。)が民間人材登用・再就職適正化センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関するして行う場合

五| 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位

(新設)

- に關する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により若年定年等隊員にあつては防衛大臣の、一般定年等隊員にあつては内閣総理大臣の承認を得て、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合
- 3| 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、政令で定める審議会等（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4| 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。
- 5| 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。
- 6| 国家公務員法第六六条の三第三項から第六項までの規定は、内閣総理大臣が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。
- （再就職者による依頼等の規制）
- 第六十五條の四 隊員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定隊員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業

（新設）

等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 | 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の内部部に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 | 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官若しくは内部部に置かれる局の局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 | 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自ら

が決定したものは防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5) 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 防衛省に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手續に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求

<p>し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者にあつては防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者にあつては内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合</p>	<p>6 防衛大臣は、前項第六号の承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>7 防衛大臣が行う第五項第六号の承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。</p>	<p>8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。</p>	<p>9 国家公務員法第六十条の四第六項から第九項までの規定は、内閣総理大臣が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。</p>	<p>10 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。</p>
--	---	---	--	--	--

第二款 違反行為に関する調査等
(若年定年等隊員等に係る調査)

(新設)

第六十五条の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職

の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為（前三条の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に関し調査を行うことができる。

2 防衛大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 防衛大臣は、第一項の調査に関し必要があると認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に出勤を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（審議会への権限の委任）
第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

（懲戒手続等）

第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に関して懲戒その他の処分を行おうとするときは、審議会の意

（新設）

（新設）

（新設）

見を聴かなければならない。

2 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に関し、意見を述べることができる。

(一般定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の八 国家公務員法第十八条の三第一項、第十八条の五(同項に係る部分に限る。)、第十八条の七及び第六十六条の五から第六十六条の十一までの規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第六十六条の五から第六十六条の十までの規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九第一項中「第六十六条の四第十項」とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十項」と読み替えるものとする。

2 第六十五条の五第二項から第五項までの規定は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の規定による調査について準用する。この場合において、第六十五条の五第二項及び第三項中「防衛大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「隊員に、当該調査」とあるのは「当該調査」と、「若年定年等隊員」とあるのは「一般定年等隊員」と、「質問させ、」とあるのは「質問し、」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「質問する」と読み替えるものとする。

(一般定年等隊員等に係る勧告等)

第六十五条の九 民間人材登用・再就職適正化センターは、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員で

(新設)

(新設)

あつた者に係るこの節（第六十五条の三第三項から第五項まで、第六十五条の四第六項から第八項まで、第六十五条の五から第六十五条の七まで及び次款の規定を除く。次項において同じ。）の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

2| 再就職等監視・適正化委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係るこの節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、民間人材登用・再就職適正化センター長の諮問に応じ調査審議するほか、自ら調査審議して必要と認められる事項を民間人材登用・再就職適正化センター長に建議することができる。

3| 再就職等監視・適正化委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る第六十五条の二、第六十五条の三第一項及び第二項並びに第六十五条の四第一項から第五項まで及び第十項の規定の遵守のために必要な事項について、防衛大臣に指導及び助言を行うことができる。

第三款 雑則

（隊員の離職に際しての援助）

第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

2| 国家公務員法第十八条の四第一項及び第十八条の五（同項に係る部分に限る。）の規定は、第四十二条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助について準用する。

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く

（新設）

（新設）

（新設）

。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは、当該任命権者を通じて、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

2| 任命権者は、前項の規定による届出を受けたときは、第六十五条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

3| 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一| 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二| 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三| 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四| 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4| 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得

る場合に限る。)又は営利企業(前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。)の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出(第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。)を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

(再就職後の公表)

第六十五条の十二 在職中に第六十五条の三第二項第五号の承認を得た管理職隊員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 防衛省が当該営利企業等に対して交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金をいう。)の総額

三 防衛省と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約に係る金額の総額

四 その他政令で定める事項

第六十五条の十三 防衛大臣は、毎年度、防衛省令で定

(新設)

(新設)

めるところにより、第六十五条の十第一項に規定する就職の援助の実施結果について公表するものとする。

第六節 予備自衛官等

(適用除外)

第七十五条 第四十一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項、第六十一条から第六十三条まで並びに前節の規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2

第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前節の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

四 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

五 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

(新設)

(新設)

第五節 予備自衛官等

(適用除外)

第七十五条 第四十一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2

第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十二条及び第六十三条の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一・二 (同上)

三 第六十二条第二項の規定に違反して営利を目的とする会社その他の団体の地位に就いた者

(新設)

(新設)

(新設)

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

（新設）

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

八 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

（新設）

九 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

十 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

十一 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

第二百十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の五第二項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は第六十五条の五第二項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに

応じなかつた者

二 第六十五条の五第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく

て証言を行わず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ虚偽の事項を記載した書類若しくは写しを提出した者

三 第六十五条の五第三項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問

に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（第六十五条の五第一項の調査の対象である若年定年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であつた者

）

四 （同上）

（新設）

並びに第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である一般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつた者を除く。)

第百十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 職務上不正な行為（第六十五条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたことが、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

二 職務に関し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた隊員

(新設)

第二百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十

万円以下の過料に処する。

- 一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれらの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）
- 二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（新設）

改正案	現行
<p>（内閣人事局の設置） 第十一条 政府は、次に定めるところにより内閣官房に事務を追加するとともに、当該事務を行わせるために内閣官房に内閣人事局を置くものとし、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 内閣官房長官は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、第五条第四項に掲げる事務及びこれらに関連する事務を所掌するものとする。</p> <p>二 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣官房が新たに担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣官房に移管するものとする。</p> <p>（事務） 第二十条 本部に関する事務は、内閣官房において処理する。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（内閣人事局の設置） 第十一条 政府は、次に定めるところにより内閣官房に事務を追加するとともに、当該事務を行わせるために内閣官房に内閣人事局を置くものとし、このために必要な法制上の措置について、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行後一年以内を用途として講ずるものとする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>（事務局） 第二十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、関係のある他の職を占める者であつて、かつ、公務内外の人事管理制度に関し識見を有する者をもつて充てられるものとする。</p> <p>4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。</p>

改正案	現行
<p>⑤ 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、民間人材登用・再就職適正化センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支所、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。</p>	<p>⑤ 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支所、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。</p>

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第六十二条（略）</p> <p>② この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の六第一項の民間人材登用・再就職適正化センターが同法第十八条の四第一項の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法第六十二条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>	<p>（適用除外） 第六十二条（同上）</p> <p>② この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法第六十二条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>

改正案	本法律案による改正後
<p>（適用除外） 第六十二条（略）</p> <p>② この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の六第一項の民間人材登用・再就職適正化センターが同法第十八条の四第一項（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十五条の十第二項において準用する場合を含む。）の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法第六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>	<p>（適用除外） 第六十二条（同上）</p> <p>② この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の六第一項の民間人材登用・再就職適正化センターが同法第十八条の四第一項の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法第六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一、十八（略） （削る） 十九、二十三（略） 二十四 再就職等監視・適正化委員会委員長 二十五、五十七の三（略） （削る） 五十八、七十（略） 七十の二 政治資金適正化委員会の委員 七十の三 再就職等監視・適正化委員会委員 七十一 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員 七十二、七十五（略）</p>			
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額
（略）	（略）	（略）	（略）
公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤	一、〇六三、〇〇〇円	公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤	一、〇六三、〇〇〇円
<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一、十八（同上） 十八の二 再就職等監視委員会委員長 十九、二十三（同上） 二十四 削除 二十五、五十七の三（同上） 五十七の四 再就職等監視委員会委員 五十八、七十（同上） 七十の二 政治資金適正化委員会の委員 （新設） 七十一 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員 七十二、七十五（同上）</p>			

<p>の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤 の委員 総合科学技術会議の常 勤の議員 原子力委員会委員長 (削る)</p> <p>証券取引等監視委員会 委員長 公認会計士・監査審査 会会長 中央更生保護審査会委 員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 再就職等監視・適正化 委員会委員長 東宮大夫</p>	
---	--

<p>の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤 の委員 総合科学技術会議の常 勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委 員長 証券取引等監視委員会 委員長 公認会計士・監査審査 会会長 中央更生保護審査会委 員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	
---	--

改正案	現行
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視・適正化委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視・適正化委員会」と、国家公務員法第十八条の六第二項中「センター」とあるのは「裁判所職員再就職等監視・適正化委員会」と、同法第十八条の八第一項中「センター」とあるのは「最高裁判所」と、同条第二項第二号中「第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項」とあるのは「第百六条の三第三項及び第百六条の四第六項」と、同法第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「</p>

「とあるのは「転任」と、同法第七十八条第一号中「場合（幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）」とあるのは「場合」と、同法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六十六条の二第二項第三号中「センター」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより第七十八条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と、同法第三項中「センター」とあるのは「委員会」と、同法第五項中「前項」とあり、及び同法第六項中「第四項」とあるのは「第三項」と、同法第六十六条の四第六項中「センター」とあるのは「委員会」と、同法第八項中「前項」とあり、及び同法第九項中「第七項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第十八条の五まで、第十八条の六（第二項第四号に係る部分を除く。）、第十八条の七、第十八条の十から第十八条の十六まで、第十八条の十七第三項から第五項まで、第十八条の十八、第十九条から第二十五条まで、第二十八条、第三十四条第一項第六号、同法第三項、第五十四条、第五十五条、第六十一条の二から第六十一条の六まで、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条

前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六十六条の七から第六十六条の十三まで、第六十六条の十四第三項から第五項まで、第六十六条の十五、第六十六条の二十五、第六十六条の二十六及び第八十条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を

第二項、第九十五条、第一百六条の三第四項、第一百六条の四第七項、第一百六条の十四、第一百六条の十五及び第一百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二〇九 (同上)

除く。）

改正案	現行
<p>（役員の服務） 第五十四条（略）</p> <p>2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の七及び次条第七項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。</p> <p>3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視・適正化委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（役員の退職管理） 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の五、第十八条の七、第一百六条の二（第二項第三号を除く。）及び第百六条の三から第百六条の十六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）及び第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で</p>	<p>（役員の服務） 第五十四条（同上）</p> <p>2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会に扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。</p> <p>3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>4・5 （同上）</p> <p>（役員の退職管理） 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行す</p>

行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第十八条の五中「第十八条の三の規定による権限及び前条に規定する事務」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十八条の三第一項の規定による権限」と、同法第十八条の七中「第十八条の五の規定により委任された第十八条の三の規定による権限」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十八条の五の規定により委任された同項において準用する第十八条の三第一項の規定による権限」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項、第百六条の四第一項並びに第百六条の十二第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の十三第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一

るに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第一号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第百六条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「

項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同法第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の五中「前三条」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三条」と、同法第百六条の十一中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の五」と、同法第百六条の十二第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の十三中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要

求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要

前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同法第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第百六条の二第二項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同法第百六条の二十四第一項中「第百六条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第百六

ら要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の十三第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2
5 (略)

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を民間人材登用・再就職適正化センターに委任する。

7 前項の規定により民間人材登用・再就職適正化センターに委任された権限は、再就職等監視・適正化委員会に委任する。

8 民間人材登用・再就職適正化センターは、第一項において準用する国家公務員法第百六条の二（第二項第三号を除く。）及び第百六条の三から第百六条の十六までの規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

9 再就職等監視・適正化委員会は、第一項において準用する国家公務員法第百六条の二（第二項第三号を除く。）及び第百六条の三から第百六条の十六までの規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、自ら調査審議し必要と認められる事項を民間人材登用・再就職適正化センター長に建議するこ

条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2
5 (略)

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

(新設)

(新設)

(新設)

10

とができ、及び民間人材登用・再就職適正化センター
長の諮問に応じ調査審議する。

再就職等監視・適正化委員会は、第一項において準
用する国家公務員法第百六条の二（第二項第三号を除
く。）第百六条の三及び第百六条の四の規定の遵守
のために必要な事項について、任命権者に指導及び助
言を行うことができる。

（新設）

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>5 (略)</p> <p>（防衛省の職員への準用等） 第二十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。 （削る）</p>	<p>5 (同上)</p> <p>（防衛省の職員への準用等） 第二十四条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（第六項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。</p> <p>5 第一項において準用する第二十条に規定する交流採用職員が離職後同条に規定する交流元企業の地位に就く場合には、自衛隊法第六十二条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>6 (同上)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第八条 第三号施行日から起算して三年間は、<u>国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第百八号）第一条の規定による改正後の国家公務員法（以下この項において「新国家公務員法」という。）</u>第二十七条の二、第五十八条第一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項の規定の適用については、<u>新国家公務員法第二十七条の二中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに新国家公務員法第五十八条第一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</u></p> <p>2 第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「改正前の法」という。）第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、<u>第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下この条において「改正後の法」という。）</u>第三章第四節の規定にかかわらず、<u>所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）</u>は、<u>なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。</u></p> <p>3 3 6 6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第八条 第三号施行日から起算して三年間は、<u>第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下この条において「改正後の法」という。）</u>第二十七条の二並びに第五十八条第一項及び第二項の規定の適用については、<u>改正後の法第二十七条の二中「第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに改正後の法第五十八条第一項及び第二項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</u></p> <p>2 第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「改正前の法」という。）第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、<u>改正後の法第三章第四節の規定にかかわらず、所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）</u>は、<u>なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。</u></p> <p>3 3 6 6 （同上）</p>

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）
第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七項まで、第八条（第六項を除く。）、及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であった者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）、中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）
第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七項まで、第八条（第六項を除く。）、及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であった者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）、中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」

とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八條第一項中「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、「第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、「同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八條第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日から起算して三年間は、この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>	<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（同上）</p> <p>2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（設置） 第四十条（略）</p> <p>第五款 特別の機関</p>	（略）	（略）	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>一、五十四の三（略） 五十四の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第十八条の六第二項に規定する事務</p> <p>五十五、六十二（略）</p> <p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>
	（削る）	（削る）	
	（略）	（略）	
<p>（設置） 第四十条（略）</p> <p>第五款 特別の機関</p>	（略）	（略）	<p>（所掌事務） 第四条（同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 （同上）</p> <p>一、五十四の三（同上） 五十四の四 五十四の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第十八条の七第二項及び第二百一十号の五第二項に規定する事務</p> <p>五十五、六十二（同上）</p> <p>（設置） 第三十七条（同上）</p> <p>2 （同上）</p>
	再就職等監視委員会	国家公務員法	
	（同上）	（同上）	

<p>民間人材登用・再就職 適正化センター</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>3 2 (略) 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>
<p>官民人材交流センター</p>	<p>(同上)</p>	<p>国家公務員法</p>	<p>3 2 (同上) (同上)</p>